

第35回 青森県環境審議会

日時：令和2年12月24日（木）

13：30～15：30

場所：アップルパレス青森3階「ねぶたの間」

（司会）

本日は、お忙しい中、御出席いただきましてありがとうございます。私は、司会を務めさせていただきます、環境政策課課長代理の後村と申します。よろしくお願ひします。

開会に先立ちまして、本日の配付資料について確認させていただきます。お手元の一覧と合わせて御確認願ひします。まず、次第、環境審議会委員名簿、席図、報告案件（2）に係る質疑等について、もう1枚が報告案件（3）に係る質疑等について、となります。よろしいでしょうか。

次に、事前送付いたしました資料として、青森県環境審議会の概要説明資料となります資料1、資料2令和2年版青森県環境白書（概要版）、資料3-1青森県気候変動適応取組方針の策定について、資料3-2適応取組方針（原案）の概要、資料3-3適応取組方針（原案）、資料4-1第4次青森県循環型社会形成推進計画の策定について、資料4-2循環型社会形成推進計画（原案）の概要、資料4-3青森県循環型社会形成推進計画（原案）、以上でございます。不足等がございましたら手を挙げてお知らせください。

それでは、ただ今から第35回青森県環境審議会を開催いたします。開会にあたりまして、環境生活部長の佐々木から御挨拶を申し上げます。

（佐々木環境生活部長）

皆さんこんにちは。環境生活部長の佐々木と申します。本日はよろしくお願ひいたします。

本日は年末のお忙しいなか、またお足元の悪いなか、本会議に御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

皆様には、常日頃から、環境行政をはじめまして県政各般にわたり格別の御協力を賜っておりますことに、心から感謝を申し上げます。

また、この度は、環境審議会の委員就任を快くお引き受けいただきました。厚くお礼申し上げます。

さて、青森県では、今年の3月に「第6次青森県環境計画」を策定いたしました。本県の豊かな自然や環境を将来につないでいくため、持続可能な開発目標、いわゆるSDGs、この考え方を取り入れまして、県、県民、事業者、団体などさまざまな主体がそれぞれの立場で進めていくべき取組の方向性といったものをお示しました。そして、

各種の施策を推進しているところでございます。

また、今年5月には、産業団体、市民団体、市町村などが連携して地球温暖化対策とスリーアールの取組を推進しております「もったいない・あおもり県民運動推進会議」といたしまして、「あおもりプラごみゼロ宣言」を行いました。プラスチックごみの削減と資源循環に向けたライフスタイルの見直しや行動の実践を広く県民に呼びかけているところでございます。

県といたしましては、引き続き、地球温暖化やごみの削減、そして、循環型社会の推進など、環境分野における多様な問題に適切に対処し、環境計画の目標の実現に向けて取り組んで参りたいと考えております。

さて、本日の環境審議会でございますが、次第に記載しておりますとおり、11月に公表いたしました「令和2年版環境白書」の概要について御説明をさせていただきます。そのあとに「青森県気候変動適応取組方針」そして「第4次青森県循環型社会形成推進計画」それぞれの原案について、御説明をさせていただくこととしております。

委員の皆様には、忌憚のない御意見、御提言を賜りますようお願い申し上げます。開会の御挨拶とさせていただきます。

本日はどうぞよろしくお願いいたします。

(司会)

それでは、本日御出席の委員の皆様をお手元の出席者名簿の順に御紹介いたします。

八戸工業大学工学部 准教授 鮎川恵理 委員
白神山地ビジターセンター 解説員 猪股克彦 委員
弘前大学学院理工学研究科 教授 梅田浩司 委員
青森県交通安全母の会連合会 理事 大坂美保 委員
一般社団法人青森県建築士会 会員 大津千鶴子 委員
青森県漁協女性組織協議会 理事 大宮千恵子 委員
青森県公衆浴場業生活衛生同業組合 組合員 長内良吉 委員
弘前大学農学生命科学部 助教 加藤千尋 委員
北里大学獣医学部 准教授 鎌田亮 委員
青森県地球温暖化防止活動推進員 鎌本有紀子 委員
八戸工業大学工学部 教授 川本清 委員
青森大学薬学部 准教授 木立由美 委員
公益社団法人青森県医師会 常任理事 下田肇 委員
一般社団法人青森県ユネスコ協会 理事 鈴木育子 委員
日本野鳥の会青森県支部 支部長 関下斉 委員
青森商工会議所女性会 副会長 田中正子 委員
特定非営利活動法人青森県消費者協会 理事 田中美智子 委員

特定非営利活動法人青森県樹木医会 会員 玉熊恭子 委員
青森県立五所川原農林高等学校 教頭 千葉努 委員
青森大学社会学部 教授 藤公晴 委員
十和田八甲田地区パークボランティア連絡会 会員 西舘留利子 委員
一般社団法人青森県猟友会 会長 橋本幸雄 委員
弘前大学人文社会科学部 准教授 長谷河亜希子 委員
弘前大学農学生命科学部 准教授 松山信彦 委員
株式会社NTT東日本一東北青森支店 社員 三津谷肇 委員
青森県食生活改善推進員連絡協議会 会長 山谷詠子 委員
以上でございます。

続きまして、本日の会議の成立について御報告申し上げます。会議の成立は青森県附属機関に関する条例により、委員の半数以上の出席が必要となっております。本日は全委員数31名中26名の御出席をいただいておりますので、会議が成立しておりますことを御報告申し上げます。

本日の審議会は委嘱後初めての会議となりますので、議事に入る前に事務局から環境審議会の概要について御説明をさせていただきます。

(事務局)

それでは、環境審議会についての御説明をいたします。環境政策課長の館と申します。よろしくお願いたします。

それでは、資料1を御覧ください。まず、1の設置根拠についてです。青森県環境審議会は、本県における環境保全に関する基本的事項を調査審議等するため、環境基本法及び自然環境保全法に基づく知事の附属機関として設置しております。審議会の組織等については青森県附属機関に関する条例で規定をしております。

次に、2の審議事項についてです。審議事項は(1)としまして、環境の保全に関する基本的事項の調査審議等を行うこと、(2)といたしまして、温泉法及び鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の規定に基づき、その権限に属せられた事項を調査審議するほか、知事の諮問に応じまして、県における自然環境の保全に関する重要事項を調査審議することとなっております。

なお、平成29年度以降の審議会及び温泉部会の開催状況については、それぞれ別紙1、別紙2のとおりとなっておりますので、後ほど御確認いただければと存じます。

次に、3の委員の定数等についてです。審議会の委員は学識経験を有する者、温泉に関する事業に従事する者で構成し、定数は35人以内となっております。

次に、4の温泉部会についてです。審議会には温泉法第32条の規定によりまして、温泉に関する知事の処分に関し意見を答申するため、温泉部会を設置しております。温泉部会に

属すべき委員は会長が指名し、その数は10人以内となっております。また、温泉部会に部会長を置き、温泉部会の議決はこれをもって審議会の議決となります。

次のページを御覧ください。5の委員の任期等についてです。委員の任期は令和2年11月1日から令和4年10月31日までの2年間となっております。

次に、6の今後の開催予定についてです。今年度は本日の会議の他に2月16日開催することとしており、2月16日には諮問案件4件と報告案件1件を予定しております。また温泉部会につきましては2月18日の開催を予定しております。

説明は以上でございます。

(司会)

ただ今の説明に対して委員の皆様から御質問はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは次の第4、会長、副会長の選任に移らせていただきます。条例において審議会の運営につきましては、会長が議長となって会議を進めることとされております。また、環境審議会には会長を補佐する副会長を置くこととなっており、皆様の互選により会長、副会長を選任していただくこととなります。そこで会長が選任されるまで仮議長を立てて進めることとし、仮議長につきましては事務局から御提案させていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

(委員)

異議なし。

(司会)

ありがとうございます。それでは改選前の会長であります藤委員に仮議長をお願いしたいと思います。

藤委員いかがでしょうか。委員の皆様もよろしいでしょうか。

(委員)

はい。

(司会)

ありがとうございます。

それでは藤委員は仮議長席へお移りいただきまして、会長の選任をお願いいたします。

(藤仮議長)

御指名をいただきましたので仮議長を務めさせていただきます。よろしくお願ひいたし

ます。

それでは会長の選任に入ります。会長は委員の互選により決めることとなっております、自薦、他薦ございましたらお願いしたいと思います。

(川本委員)

よろしいでしょうか。

(藤仮議長)

はい、川本委員。お願いします。

(川本委員)

川本です。

委員長につきましては、藤委員に引き続きお願いできればと考えますが、いかがでしょうか。

(藤議長)

今、私でよろしいということで、それでは引き続き会長を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

改めまして、私、この度の審議会の会長を務めさせていただくこととなりました青森大学の藤と申します。よろしく申し上げます。

審議会につきましては、これまで県の環境、今、先ほど説明がありましたけれども、県の環境政策について私たちが審議をするという目的をもっております。

ただ、今般、皆様御存知のとおり、政府の方で2050年に向けた脱炭素化という、わりと大胆な行動計画を示して、より活発な皆様の御議論とか知恵を集め合いながら進めていく必要があるかと思えます。ですので、今回の環境審議会につきましても、今まで以上の御意見とかアイデア等が必要になってくるかと思えます。私も不慣れでありますけれども、2度目であっても不慣れでありますけれども、頑張りますのでよろしくお願いいたします。

それでは、あと私が進行を進めさせていただきます。先ほどもありましたけれども、副会長も選任させていただきたいと思えます。副会長についても委員の互選により決めることになっています。自薦、他薦がございましたらお願いしたいと思えます。

はい、関下委員お願いします。

(関下委員)

引き続き川本委員にお願いしてはいかがでしょうか。

(藤議長)

ただ今、川本委員を推薦したいとの御発言がございましたが、他にありませんでしょうか。それでは川本委員に引き続き副会長をお願いすることといたします。川本委員よろしくお願ひいたします。

(川本副会長)

八戸工業大学の川本です。

引き続き副会長ということで申しつかりましたので、是非よろしくお願ひいたします。

今、藤会長からも御挨拶のなかにはありましたが、現在の状況からしますと、コロナに関して安全側に倒すのか、あるいは経済をどのように回すのかということが言われていると思います。カーボンプライシングというような話も最近出てきましたけれども、これについても削減すればいいかというのとただそれだけではなくて、我々の生活というのを今、現在のところからより自由にするようなかたちというのは、ちょっと持続できないだろうというようなこともあります。どこでバランスをとるのかというところは、私は専門が物理ですので、こういったことはフローで入ってきたもの、それから出ていったもの、そのなかで循環するものというようなところ、そういうような視点で、今後、県についての環境を考えさせていただければと思っております。よろしくお願ひいたします。

(藤議長)

川本副会長ありがとうございました。

次に、温泉部会の委員を指名したいと思います。先ほど事務局から御説明がありましたとおり、温泉部会の委員につきましては、条例に基づきまして、会長が指名することとなっております。従いまして、皆様の専門分野等を参考に指名させていただきます。

それでは指名させていただきますので、皆様は配布資料の委員名簿で確認していただければと思います。

まず、4番の梅田委員、8番の長内委員、9番の葛西委員、14番の木立委員、16番下田委員、23番千葉委員、26番西村委員、28番長谷河委員、以上8名の委員を指名いたします。温泉部会委員の皆様におかれましては、部会での審議をよろしくお願ひいたします。

続きまして、本日の議事録署名者を指名させていただきます。今回の署名者は鮎川委員と加藤委員を指名いたします。よろしいでしょうか。よろしくお願ひいたします。

それでは議事に入りたいと思います。本日の議事は報告案件3件です。まず報告案件(1)の令和2年版環境白書について事務局の方から説明をお願ひいたします。

(事務局)

それでは報告案件(1)の令和2年版青森県環境白書について御説明いたします。

委員の皆様には環境白書が完成した11月上旬に、本体をお送りさせていただいております。

ます。本日は、資料2で御説明いたします。資料2環境白書の概要版をお手元に御用意ください。

まず、表紙の裏側、表紙をめくっていただきまして、表紙の裏側の一番上、四角で囲んだところを御覧ください。令和2年版環境白書は、県の環境基本条例に基づきまして、令和元年度における本県の環境の状況及び環境施策の概要について取りまとめております。

次に目次を御覧ください。本県の環境の状況といたしまして5項目、そして、令和元年度のトピックスといたしまして7項目を掲載してございます。

それでは1ページ1の水環境について御説明いたします。

令和元年度の公共用水域、具体的には河川・湖沼・海域の水質の調査結果について記載してございます。

1つ目の黒丸です。カドミウム、鉛など人の健康の保護に関する環境基準、いわゆる健康項目については、砒素及びふっ素を除き全地点で環境基準を達成しております。砒素につきましては、昨年度までと同様に、むつ市正津川で非達成でした。主な要因といたしましては、砒素を含む温泉の湧出に由来する自然的要因と考えられております。また、ふっ素につきましては、青森市沖館川が非達成でした。これは、海水の流入が原因だと考えられております。なお、環境基準とは、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準となっております。

次の黒丸、生活環境の保全に関する環境基準のうち、有機性汚濁、これは汚れの度合いを表すものでございますが、その代表的指標でありますBOD生物化学的酸素要求量とCOD化学的酸素要求量につきましては、環境基準の水域類型指定が行われています。87の水域のうち82の水域で環境基準を達成しており、達成率は94%となっております。

全体といたしましては、94%となっておりますが、数値の低いのが湖沼でございます。達成率は33%となっております。水域類型指定がされている湖沼につきましては、本県では3つございまして、十和田湖、小川原湖、浅瀬石川ダム貯水池の3つとなっております。このうち、浅瀬石川ダム貯水池が環境基準を達成しておりましたので、達成率は33%となっております。

なお、ランクで言いますと、小川原湖と浅瀬石川ダム貯水池はAランクとなっておりますが、十和田湖はさらに上のランクでAAランクとなっていることもあって、環境基準達成までは至っていないという状況になってございます。

続きまして2ページを御覧ください。2の一般廃棄物の排出量等についてです。一般廃棄物については平成30年度のデータが最新となっております。

1つ目の黒丸ですが、本県のごみ総排出量は約47万tで、前年度と比較して約1.2%の減少となっております。

2つ目です。県民1人1日当たりのごみ排出量は1,002gで、目標値の980gまであと22gという状況となっております。

3つ目です。リサイクル率については14.5%で、平成29年度と比較して0.5ポイ

ント低下をしてございます。

一方で、その下の囲みの3つ目を御覧ください。皆様御承知のとおり、スーパーの店頭回収など民間事業者による資源回収が進んでおりますので、県では、市町村の回収分に加えまして、民間回収分を独自に調査した結果、民間回収を含めたリサイクル率は29.9%となっております。このように、市町村回収と民間回収を合わせた全体のリサイクル率は近年では30%前後で推移している状況になります。

続きまして3ページです。3の産業廃棄物の不法投棄等についてでございます。

1つ目です。令和元年度の産業廃棄物の不法投棄等新規発見件数は40件で、平成30年度と比較して22件減少、平成27年度と比較すると半減をしているという状況です。記録が残っております平成8年度以降、これまでの最小が平均22年度の60件でしたので、今回最小記録を更新したことになります。

件数が減少した要因といたしましては、罰則を含め法令が厳しくなっていることや、3ページの下の方にも記載してございますが、県では、平日の巡回監視に加えまして休日等のパトロールを行っていること。さらには、平均28年度からはドローンを活用してございます。ドローンは人が入ることが困難な場所においても不法投棄の状況を把握できることから、抑止効果があると認識してございます。

次に、2つ目の黒丸です。発見した40件のうち、年度内に解決した件数は26件で、解決率は65%となっております。なお、解決とはどういう状況なのかと申しますと、不法投棄された廃棄物が、原因者、つまり捨てた人などにより、全て撤去された状況を指すというものでございます。

次に、4ページ。4の大気環境についてです。令和元年度に常時監視測定局におきまして大気汚染の状況を調査した結果について記載してございます。

1つ目です。県では常時監視測定局19局において、自動測定器により監視をしております。

2つ目です。測定結果ですが、記載しております二酸化硫黄等については、全地点で環境基準を達成しております。

次に、3つ目、光化学オキシダントについては、依然として全国同様に環境基準非達成でした。これは、昼間の1時間の値の最大値が基準を超えているためとなっております。その要因といたしましては、主に成層圏オゾンの沈降によるものと考えられており、春の時期に多い現象となっておりますが、最近の研究報告ではアジア大陸からの越境汚染の影響も考えられているところでございます。

続きまして5ページ。5の温室効果ガスの排出量についてです。温室効果ガスに関しては平成29年度のデータが最新となっております。

1つ目です。本県の温室効果ガス排出量は基準年度との比較で、7.5%の減少となっております。

一番下の囲みの部分を御覧ください。青森県地球温暖化対策推進計画におきます目標は、

2030年度までに2013年度比で31%の削減としており、現時点ではその目標に向かって着実に減少している状況となっております。

上の方に戻っていただきまして2つ目です。県民1人当たりの温室効果ガスの排出量は全国の1.15倍となっております。要因といたしましては、本県の場合は寒冷地ということ、暖房用の電気や灯油の使用が多いためと考えられております。

次に6ページを御覧ください。6ページからは元年度のトピックスを掲載してございます。トピックスにつきましては後ほど御覧いただければと思います。

説明は以上でございます。

(藤議長)

ありがとうございました。

ただ今の説明につきまして御質問、御意見等ございませんでしょうか。

田中委員、よろしく申し上げます。

(田中委員)

3ページの産業廃棄物不法投棄等の解決率が65%というのはかなり高いものなのではないかと思うのですけれども、残りの35%が気になります。これはどういう対応をする予定なのでしょうか。

(藤議長)

産業廃棄物不法投棄等の解決率65%に対する、残りの35%の扱いについてですけれども。事務局いかがでしょうか。

(事務局)

環境保全課の三浦と申します。お答えします。

解決率は不法投棄の案件によって変わってきます。中身といたしましては、原因者に資力がなかったり、原因者が不明だったりする場合がございますので、そういった案件については直ぐに解決できずに、何年かかけて原因者を探したり、資力のない原因者に対しては、粘り強く指導していくというような方法を取りますので、必ずしも直ぐに解決する案件だけではないところです。

残りの案件につきましては、またその次の年度も引き続いて調査指導していくということになります。

(藤議長)

ありがとうございます。

よろしいでしょうか。

これに関連して、この65%というのは、27年度から30年度までの未解決分も含めての数値であるということなのですか、すみません、ちょっと私の理解不足ですけれども。

(事務局)

お答えいたします。これは、この年度の新規発見件数に対する解決率というグラフになっていますので、継続したものに関しては含まれておりません。

(藤議長)

分かりました。ありがとうございます。

ほかはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

私の方から1つですけれども。この概要版というのは本編の横にリンクみたいなかたちで貼って公表されるものですね。私たちが拝見したものというのは、本編と同様に県民の皆さんに御覧いただく、そういうかたちを想定して作られているということによろしいでしょうか。

(事務局)

環境政策課の遠藤と申します。

概要版ですけれども、本体の環境白書を委員の皆様にお配りしておりますが、こちらの方は県のホームページでも同じようなかたちで掲載しております。そのホームページの一番上のところに概要版が掲示してございますので、県民の皆様にはそちらから御覧いただけることとなっております。

(藤議長)

ありがとうございます。

ほかに皆様の方からいかがでしょうか。せっかくの機会ですので。

また、もう1つ私の方からですけれども。環境白書の扱いについて、例えば何かの研修に使われるとか、大学の講義で使われるとか、そういう事例はありますか。

やはりこういう情報というのは、広く県民の方々に共有された方がいいのではないかと考えるのですが、断片的に使われることというのは、状況、状況で多分各利用者の方によって異なると思うのですが。

もし、組織的にというか、体系的に活用されている事業者さん、教育機関等あれば教えていただきたいのですが。

(事務局)

環境政策課の遠藤です。

環境白書は、県の関係機関、市町村、関係団体等にお配りしてございます。その活用方法

については、直接、アンケート等で伺ったことがございませんので、各団体さんとか学校さんで、どのように使用しているかは我々の方では把握していない状況でございます。

(藤議長)

分かりました。ありがとうございます。
関下さんどうぞ。

(関下委員)

私は、学校の自然観察会とか、総合学習、それから一般向けのいろんな学習会をやっています。その際、八戸市や青森県の環境白書を観察会のなかに取り入れています。具体的には、海を見ているときに、この海はどういう状況なのかとか、それによって川をちゃんと守らないというような話をするために、私の観察会では昔から環境白書を利用しています。頻度はちょっと分かりかねるのですけれども。少なくとも私は、もう30年来これを利用しています。

(藤議長)

直ぐには言えないと思いますけれども、どう使われているかというのを上手く共有すると、より幅広い県民の方々に御覧いただき、また、理解が深まっていくかと思しますので、適宜御検討いただければと思います。

(佐々木環境生活部長)

環境生活部長です。ありがとうございます。

環境白書に関しましては、一応、印刷代程度の実費ということで販売もさせていただいております。今年は約300円でございますので、是非、委員の皆様にも御利用いただければと思っております。

また、活用のされ方ということに関しましては、ただ今、御説明しましたとおり把握できていない部分がございますので、また機会をみながらいろいろな方からお知恵をお借りしながら、ちょっと工夫していきたいなと思っております。ありがとうございます。

(藤議長)

ありがとうございます。
三津谷委員でしょうか。

(三津谷委員)

2の一般廃棄物の回収方法について質問します。県民1人当たりのごみ排出量の目標値が980gですか。これはどういうふうに目標値を定めているのかということと、それが実際、

達成できたとかできなかったというのは、達成されたということについては何か皆さんの努力があったのか、その辺見えるものでしょうか。

それから、全国1人当たりの量と本県民の量との乖離、目標値と実際の実践値の部分で、青森県民と全国の差というのが何かあるのか質問します。

(藤議長)

概要版の2ページですね。目標に関することと全国と本県の数値の違いに関する御質問だというように理解いたしました。事務局よろしくお願ひします

(事務局)

本県で組成分析調査等をした際に、本県が全国と比較して弱い部分というのが浮彫になったといひますか、確認できる部分がございます。それは後ほどまた御説明する機会があるのですけれども、例えば、プラスチック類の資源化量が全国の4割程度に留まっているという部分がございます。そういった部分に関してはやはり対策を講じまして、回収率を上げていかなければいけないということに取り組んでいひます。

他に、食品ロスという部分もございひます。食品ロスにつきましては、皆様御承知かと存じますが、3切る運動など、食材を使い切る、料理は食べ切る、水気を切るというような分かりやすいキャッチフレーズといったことも含めまして皆様の行動を少しでも変えていただければという取組もしてございひます。

また、紙類の分別につきましても、本県はリサイクルが全国値の7割程度ということがありますので、資源回収拠点の見える化といひますか、どういうところでやっているのかというようなども含めまして、さまざまな施策は講じていひます。ですので、全国と比較して青森県はここが弱いというよりも、見えている部分で解決する余地があるということについて取組を進めていひます。

(藤議長)

ありがとうございます。

いかがでしょうか。ほかはいかがでしょうか。

それでは、他に意見がないようですので、これで質疑を終わらせていただきます。ありがとうございます。

ここで、10分程度休憩をとりたいと思ひておひります。再開を2時20分にさせていただきます。再開を2時20分にさせていただきますので、10分程度よろしくお願ひいたします。

<休憩>

(藤議長)

私の手元の時計で時間になりましたので、会議を再開させていただきます。

続きまして、報告案件(2)「青森県気候変動適応取組方針の策定」につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局)

それでは、報告案件(2)の青森県気候変動適応取組方針の策定について、御説明いたします。資料は3-1、3-2、3-3になります。資料の3-3が原案となっておりますが、本日は資料の3-1と3-2を用いまして御説明させていただきます。

それでは、資料の3-1を御覧ください。

1の策定の背景の1つ目です。地球温暖化対策としては、世界的に地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出抑制策、いわゆる緩和策に取り組んでいるところですが、最大限対策を進めても気候変動の影響は避けられない状況となっております。

そうした状況を受けまして、2つ目ですけれども、国では気候の変動により生じている、また、将来予測される被害の回避・軽減対策、いわゆる適応策について多様な主体の連携・協働のもと、一丸となって取り組むために気候変動適応法を制定してございます。

3つ目でございます。この気候変動適応法の第12条におきまして、都道府県がその区域の状況に応じ、地域気候変動適応計画を策定することが努力義務として規定されたことから、今般、現時点での青森県における気候変動への適応策や推進体制などを、青森県気候変動摘要取組方針として取りまとめることといたしました。

次に、2の概要を御覧ください。(1)目指す姿といたしまして、気候変動に適応した強靱で持続可能な社会を掲げています。

また、(2)の策定の意義といたしましては、1つ目ですが、さまざまな分野で想定される気候変動の影響や、それに対する適応策を整理・共有して、気候変動の影響に備えるとともに、2つ目でございますが、現時点で適応策が未実施の分野についても適応の考え方を、今後の施策に取り組む必要性を認識する契機とすることを狙いとしてございます。

(3)といたしまして、本取組方針は気候変動適応法、先ほど申し上げましたが、第12条に規定する地域気候変動適応計画に位置付けることとしてございます。

その下の参考を御覧ください。青森県地球温暖化対策推進計画との関係について記載してございます。今後は、本県の緩和策の推進について定めました青森県地球温暖化対策推進計画と本取組方針を合わせまして気候変動対策を推進していくこととしてございます。

次のページを御覧ください。(4)の取組期間については令和3年度から令和7年度までの5年度といたしまして、国による影響評価結果や国の適応計画の見直しなどの動向を踏まえまして、必要に応じて見直すこととしております。

(5)本県における気候変動の影響と適応策については、青森県の枠ですね、国の下にあります青森県の枠を御覧いただきたいのですが、本県では7分野、38小項目について適応

策と今後の方向性を取りまとめております。

具体的には、資料の3-2を見ていただきたいのですが、資料の3-2のまん中右側に表がございます。例えば、表の一番上、No.1ですが、農業・林業・水産業の分野、一番上は水稲となっております。水稲に関しては、気候変動の影響といたしまして、夏季高温による胴割米の発生が確認されています。それに対する適応策といたしまして、県では高温耐性品種の開発を進めているという状況でございます。

このように、さまざまな分野につきまして、気候変動の影響とそれへの適応策について整理をしております。

それでは、資料の3-1に戻っていただきまして、(6)の推進体制を御覧ください。1つ目でございますが、適応策の取組状況を毎年度把握いたしまして、有識者等からなります、青森県地球温暖化対策推進協議会で共有するほか、記載している対応等によりまして、適応に関する施策を推進していくこととしてございます。

次に、3の策定までの主なスケジュールを御説明いたします。昨年度、令和元年度には庁内各課におきまして、取組方針策定に係る調査を実施してございます。今年6月には、庁内ワーキンググループを開催し、関係課への意見照会、そして7月には有識者による協議会、8月には庁内推進本部幹事会を開催いたしまして、素案の審議等を進めてまいりました。10月には庁内各課への2回目の調査、そして、その結果を踏まえまして、11月には2回目の有識者による協議会を開催いたしまして、原案の審議を行い、12月17日からパブリック・コメントを実施してございます。その他、市町村への意見照会を行っております。そして、本日の審議会にて御報告をさせていただきまして、今後は、年明けの2月の審議会におきまして、取組方針(案)を諮問いたしまして、御審議いただいたうえで答申をいただき、3月には取組方針を策定したいと考えてございます。

最後になりますが、本日配布させていただきました資料のなかに別紙様式といたしまして、意見照会をしております。それについては、今、御説明申し上げました報告案件(2)と次に御説明申し上げます報告案件(3)に関しまして、本日の御審議とは別に、意見照会をさせていただいております。御意見等につきましては、1月15日の金曜日までに、別紙様式または任意で結構でございますので、FAXまたはメールにて御意見をお寄せいただければと存じます。よろしく願いいたします。

説明は以上でございます。

(藤議長)

ありがとうございました。

国の適応法を踏まえて、これが2年程前に策定されて、今回、県でも適応に関する基本指針の原案を作ったということです。それに対して、今回は皆様に御報告をして御意見を伺い、また、別途、1月15日まで御意見を御提出いただきたいという、そういう趣旨でございます。

これまでの御説明について、皆様から御意見等ございましたら、この場で構わないのでいただくことができたらと思います。

今までは、温暖化防止に関する取組が長く行われてきたわけですが、適応策ということで、どういう分野にどの程度の影響が出るかというのはあまり想像もつかないので、ピンとこない方も多分いらっしゃるかと思います。私も自分の講義で学生たちに説明しても、なかなかピンとこない部分がありますので。

1つ補足の情報をいただきたいのですが、今回の取組方針の原案を作られるうえで、いろんな議論をされたと思うのですね。適応策の影響につきましては、皆様のお手元の資料の3-2の第4章のところに、農林水産業・水資源、防災・健康だとか、さまざまな分野に温暖化による影響が出てくるということで、いろんな方々の質問とか関心というのがあったかと思うのですけれども。

この原案を策定するプロセスの中で、何か非常に重要であったこととか、意見を交わされた分野があればここで御紹介いただけたらと思うのですけれども。例えば、青森の場合ですと、農林水産業への影響というのはやはり大きいと思います。それはプラスの面とマイナスの面両方あるかと思うのですけれども。その点で、もし事務局の方で共有していただける情報があればお願いしたいと思います。

(事務局)

環境政策課の成田と申します。私の方から説明させていただきます。

今回、原案作成にあたりまして、まず、庁内の照会からスタートしたわけですが、庁内の各関係課においても適応という概念をまず認識してもらおうというところからスタートしたところでございます。

それぞれの課において、いろいろな施策を行ってはいるのでございますけれども、それが適応に該当するかどうか、ピンとこなかったところが多かったということがありましたので、まずは、それぞれの施策が気候変動への適応策であるということを認識してもらいながら方針の策定を進めてきました。

また、特徴的なところということで、今、会長からマイナスの面だけではなくてプラスの面もあるというお話をいただきましたけれども、適応には、まさしく気候が変わってきたことに対して、対応していかなければならないというマイナス面に加えまして、例えば、気候、気温が上がったことで、農作物など、今まで作れなかったものが作れるようになるといったプラスの側面もございます。

今回、関係課から挙げてもらった例としましては、青森県で桃が作れるようになってきているということで、原案にはコラムとして、「津軽の桃」について掲載させていただいております。そういったプラスの面もあるということも踏まえながら全体を整理してきたところでございます。

以上です。

(藤議長)

ありがとうございます。

皆様から、いかがでしょうか。鮎川委員。

(鮎川委員)

八戸工業大学の鮎川です。

青森県は冬とか雪に対する対策というのはすばらしいなと思います。私は17年前に東京からこちらに移住して来ています。反対に、例えば、中学生が熱中症で30人運ばれたりとか、あるいは魚屋さんで氷をお店に出しておく時に、氷の量が少ないので腐っているとか、夏場にいろんな経験をさせてもらっているのですけれども、そういった知識は、青森より南の方の県では普通にやられていることで、熱中症対策についても、青森では9月に体育祭をやっているけれども、東京の方ではその時期ではなくて10月にやっているとか。他県を真似するというだけで解決するものが大変多いのではないかと思います。

お米に関しても、高温耐性品種を県独自に開発しないといけないという背景はあるのかもしれませんけれども、岩手や福島のお米がぴったし青森に合ってくるというような可能性もあるのではないかと思いますので、他県の情報や他県の常識となっていることは、青森県はどんどん学んで、暑い気候に対応する必要があるのではないかと思います。概念的ですが、

(藤議長)

ありがとうございます。

それについて、事務局いかがでしょうか。何か補足なり、コメントとかございましたら、なければそのまま進めます。よろしいですか。

梅田委員、よろしくお願いします。

(梅田委員)

説明ありがとうございます。弘前大学の梅田と申します。

この取組ですけれども、最初に努力義務みたいなお話をされたと思うのですが、実際、この適応策というのはそれぞれ全て、いろんな分野でもうやられているものなのか、それとも今回新しく出てきたようなものなのか。どういう感じでしょうか。

(事務局)

今回、取りまとめた適応策に関しては、現在、もう既存の施策としてやられているものがまず全体的にあります。また、その他にも今後、こういった施策をやるといった今後の方向性についても記載しております。

資料3-3の18ページを開いていただきたいのですけれども。18ページ以降に気候

変動の影響と適応策を取りまとめているのですけれども、この上の説明書きのところに、ここでは影響と適応をそれぞれ記載しているのですが、影響に関しては白丸で書いているものが現状の影響、黒丸で示しているのが将来予測される気候変動の影響となっています。適応策に関しましても、白抜きのひし形を付けているものが既存の施策、これまでやられていたものを含めます。黒塗りのひし形で示しているものが今後の方向性ということで、それぞれ現状とこれからの内容ということで整理しているところでございます。

以上です。

(梅田委員)

ありがとうございました。

(藤議長)

ありがとうございます。

ほかに皆様からいかがでしょうか。三津谷委員、よろしくお願いします。

(三津谷委員)

三津谷です。今、適応取組方針の策定ということで、策定の背景には緩和策ということと適応策ということで、2つの方向性で気候変動に対応しようとしている取組が見えます。すごく素晴らしいことです。適応するのは、皆さんの意見もありますし、例えば、どんどん変わってくるので適応は十分これからも準備をしていかないとダメだと思うのですが。

さて、緩和策の方で、実は原因となっている温室効果ガスの排出量抑制策とありますけれども、実は私、ちょっと話がずれるかもしれませんが、10年ほど前から海岸のごみとか道路のごみを拾っています。夫婦2人で拾っております。

何を言いたいかというと、このプラスチックごみが太陽の紫外線とかを受けて、ごみからメタンガスが発生するんですね。これが二酸化炭素の25倍の温室効果の影響を持っているということなんです。

排出の抑制策として、もっと、今あるごみのごみ拾いとか、そういうものをもっともっと進めていかないと、そんなに抑制が効かないのではないかと、皆さんに御紹介しております。

なので、今のままではどんどん温暖化が進んでいくのは間違いないと思いますので、青森県としても抑制策をもっともっと強力に進めていかなければならないのではないかと思いますので、ちょっと意見を述べさせていただきました。

以上です。

(藤議長)

ありがとうございます。情報提供ですが、もし事務局の方で何か補足とかコメントとかあ

れば。

(事務局)

環境政策課の栞嶋と申します。

海岸のごみ回収につきましては、循環型社会グループで担当をしております、市町村で回収活動を行うものに対して年間で大体1億円ほどの補助をしています。その他に県独自の取組としまして、今、委員がおっしゃったような様々な知識の普及と併せた民間団体が行う海岸のごみ回収の促進が必要ということですので、民間に対する助成活動というのを実施しております。

今、おっしゃられた活動に対する取組について、県でも事業を実施しておりますことを御報告させていただきます。

(藤議長)

ありがとうございます。

(三津谷委員)

ということで、実は適応策の中に農林水産業とあります。陸奥湾の海水温がどんどん上昇しているのは皆様も御存知かと思うんですね。そして、何年前ですけれども、ホタテの大量へい死がありました。もしかしたらそういう対応策も、今後、この中に水産業の一部として養殖と海のところにももしかしたら入るのかなと思ひまして、御紹介をさせていただきます。

(藤議長)

ありがとうございます。

大宮委員、お願いします。

(大宮委員)

今、ホタテについて話題になりましたので、ちょっと付け加えて。

ここには、水産業でスルメイカの漁獲量の減少とあるのですけれども、確かに日本海側のスルメイカが獲れなくなりました。それと共に、やはり高水温の関係だと思ひますけれども、ホタテの大量へい死、大きい貝がなかなか育たなくなりました。

それで、皆さん、試行錯誤をして水温の低い時期に入れ替えをしたり、ホタテ貝は大きいのをつくる時は1つのネットに10枚とか入れていたのを、7～8枚に減少させるとか、少なくして大きく育てるということをやってはいます。しかし、なかなか現実として昔のように成貝というのが育ちにくい感じになってきました。それと共に、今年は紫のカキですね、それが口のところに付いて、それでまた死んでいると、そういう話も聞いています。

私も、ホタテ養殖をしていて、去年はコロナの影響もありましたけれども、どうにか業者

に納めることができましたが、今年のホタテの状況を見ると、皆さんが結構良いという場所に異常貝が発生して、死んでしまわないかもしれませんが結構減少しています。

だから、現在、養殖をしている人たちもだんだん高齢になってきていて大変で、なかなか後継者も育っていない現状にありますけれども、その辺、もう少しいろんな取組をしながら、どうすればより良いものができていくか、私たちも考えてはいますが、県としてもこういう方法がいいとか、そういうのがあったら、またいろいろ提供してもらって、それを基準にやっていきたいなと思っています。

このままでいくと水産業がちょっと大変。流れものというか、スルメイカとかそういうのもだんだんダメになっているし、養殖はそれなりには価格も取れるということで、養殖を皆さん心がけているのですが、今年はこれでいいと思ってやったのがなかなか成果が出なくなってきている現状です。その辺のところ、もし何か施策とか考えていることがあったらお願いしたいなと思います。

(藤議長)

ありがとうございます。

(事務局)

ありがとうございます。環境生活部として、水産部局にも話をしまして、連携して取り組んでいきたいと思えます。ありがとうございました。

(藤議長)

お願いします。

(山谷委員)

山谷です。この資料3-2にNo1から7まで、一応、小項目として38ありますよとありますよね。それって、この原案の中の16から17ページのあたりに書いているのが該当するんですよね。それで、これを今後、県としても取り組んでいく細かい内容になるということですよ。

先ほど話していましたが養殖のこととか、いろいろ細かく書いてありましたよね。

加えて、この赤字のことですけれども、結構赤字でも付け加えられているんですけれども。これに関しても追加された項目として一応着目しながら、ということになるのでしょうか。かなり付け加えられていますよね。その辺、説明をしていただければ。お願いします。

(藤議長)

16ページ、17ページの赤字の部分の扱いについてだと捉えました。事務局、お願いいたします。

(事務局)

環境政策課の成田です。

16ページ、17ページの赤字で示されているものは、まず国の影響評価、こちらが一番最初にされたのが平成27年の時ですけれども、まずは、そこで示された項目をベースに調査を始めたところですよ。今年の9月に第2回の国の影響評価の報告書の案が示されまして、そこでこの赤字のものが追加されたという状況になっています。

今年の9月の状況ですので、まず、今現在でこの追加された項目について庁内で対策しているものがあるかというのを10月に改めて庁内で確認をした上で、あるものをここに記載させていただいているという状況です。

ですので、今の段階でここに取り組んでいないというものも確かにございます。なので、今後、改正する時にはまたこういった観点のものが施策として反映されていることもあると思いますので。現時点ではこういう状況だということで御理解をいただければと思います。

(藤議長)

ありがとうございます。

関下委員、お願いします。

(関下委員)

資料3-3の25ページです。生態系の中に湖沼とかダムとか地下水などが入っているのですけれども。今の農業であるとか水産業であれば、生産者の方からそういうふうにいるんな声が上がるので、皆様の現状、皆様がセンサー代わりになって現状が伝わってくると思うのですが。

地下水の部分であるとか、特にここ10年くらいですけれども太平洋側の方では小さな沢であるとか湧水が枯れているんですね。雨とか雪の量に関係なく、枯れるという現状がずっと起きて続けてきています。そういうものを感じとるセンサー代わりに部分というのは、なかなか県の単位ではないのかなと。現状には起きているんですけども、本当は把握すべき部分でしょうけれども、ないということがあるので、例えばそういうものをアンケートとか自然観察会であるとか、そういう人たちにアンケートを取るとか。

実際に、今でも沢水を使って生活をしている方たちもいらっしゃいますので、山間で生活をしている方たちは井戸水ではなくて沢水を一度、浸透櫛に貯めてから水道水代わりに使っている方がいらっしゃいますので、そういう方たちからきちんとアンケートを取った上で、実際の水がどういうふうに変化しているか把握した方がいいのではないかと。後から気が付いたのでは、もう既に起きているので把握した方がいいのではないかなと。

農業とか漁業みたいなセンサーの人がいる場所はいいんですけども、声を上げる人たちがいないので、積極的に動いた方がいいのではないかなと思いました。

(藤議長)

その温暖化の影響がいろんな分野に出ているので、県なり私たちが掌握している分野よりも広範で多様な影響が出ているので、情報収集が必要だと、そういうことでいいですか。そう理解しましたけれども。

(関下委員)

そうです。当然、そういう沢水を利用している方ももちろんですし、我々みたいに自然観察で両生類や昆虫を見ている人が、あそこが無くなった、ここが無くなったというのは、実は水環境の変化がありますので。そういうことはいろいろアンテナを張っていただければなど。

(藤議長)

ありがとうございます。もし事務局の方からコメントとかございましたらお願いいたします。

(事務局)

適応策を進めていく中でどういう対応ができるか、どういう工夫ができるかというのを考えながらまた進めて参りたいと思います。現時点ではこのような回答をさせていただきます。

(藤議長)

そうですね、初めてのことでおそく走りながら試行錯誤しながら修正を加えていきながら、そういうかたちにはなるのではないかなと思います。

私の方から1つ、よろしいでしょうか。

鈴木委員、先にどうぞ、申し訳ありません。

(鈴木委員)

農業関係ですが、気温が上昇したことによるハウス栽培への影響というのはないでしょうか。

(藤議長)

お願いします。

(事務局)

気温が上がったことによるハウス栽培への影響ということでは、今回、関係課からは意見は出ておりませんでした。

(藤議長)

私の方からですけれども。皆さんのコメントにも関係してくるかもしれませんけれども。これを推進する体制について、資料3-2の第5章と、あと原文の最後の35ページの方に記載されてあるのですけれども。

適応策というのが、先ほどから皆様から御意見をいただいているわけですが、影響というのが広範に渡るものであって、今、ここに記載されている推進体制ですと、確かに温暖化対策に取り組んできたステイクホルダーの方々が記載されているのですけれども、いわゆる本当に現場に影響を受ける方々の機関とか名称というのが必ずしも含まれていないような感じがして、それがちょっと気になったのですけれども。

そういう意味で、意思疎通を図っていくとか。やはり適応策に影響すると思われる分野の方々も関わることによって温暖化対策というのも進んでいく、要は両輪のようなかたちだと思いますので、その辺についてもここに記載されていなくて想定されていることとかあれば、是非教えていただきたいと思います。

(事務局)

直接のお答えにはならないと思いますが。先ほど藤会長がおっしゃったように、今、初めて適応について法律ができて、各県で対応していこうと動き出しているところがございますので。まさしく、今走りながら、進めながら、何が必要なのかということを考えながら、推進するためにじゃあどこに、という話にもなってくると思いますので、その辺は今後また進めながらということになると考えています。

(藤議長)

ありがとうございます。おそらく適応策を県で初めて作ったということで、今日も報道の方々が取材にいらっしやっていますけれども、県民の皆様が知ることによって、「えっ、私たちにもこんなに影響が及ぶのか」と、おそらく驚いて捉える方も多分いらっしやるかと思うんですね。

ですので、その点も踏まえた布石を打っておくとか、そういうかたち、そういう心構えも必要になってくるのではないかなと思います。

他はいかがでしょうか。よろしいですか。

これにつきましては、原案ですので、繰り返しになりますけれども1月15日まで、今日の議論を踏まえてまた皆さんもお読みいただきコメントをいただきたいということでございますので、よろしく願いいたします。

続きまして、報告案件(3)に移ります。第4次青森県循環型社会形成推進計画の策定について事務局から説明をお願いいたします。

(事務局)

それでは、報告案件(3)の第4次青森県循環型社会形成推進計画の策定について、御説明いたします。資料は4-1、4-2、4-3となります。資料の4-3が原案となっております。本日は資料4-1により御説明をいたします。

それでは、資料4-1を御覧ください。県では、天然資源の消費を抑えまして、環境への負荷の低減が図られる、本県の地域性を生かした循環型社会の形成を目指し、廃棄物の適正処理と資源の循環利用を一体的に推進するため、平成18年3月に青森県循環型社会形成推進計画を策定いたしまして、以降、5年ごとに計画を改定しながら、様々な取組を進めています。

今年度、現行の第3次計画の計画期間が満了することから、令和3年度を始期といたしまして第4次計画を年度内に策定するということになってございます。

それでは、1の第4次計画策定に当たっての基本的な考え方について、主なものということで御説明いたします。

まず、1つ目でございますが、1つ目の○の3行目に、本県が将来的に目指す姿や施策目標、それらの達成に向けて計画期間中に重点的に取り組む事項、各主体の役割分担等について明確にするとしてございます。

次に、2つ目でございます。国の食品ロス削減基本方針が示されたことなどを踏まえまして、次期計画には県の食品ロス削減推進計画としても位置付けることとしております。原案では第5章に章立てをしております。

次に、3つ目でございます。次期計画をごみ処理広域化・集約化計画としても位置付けることといたしまして、原案では第6章に追加をしております。

次に、2の計画原案の概要についてです。(1)本計画の位置づけ等といたしまして、「青森県基本計画『選ばれる青森』への挑戦」や「青森県環境計画」が本計画の上位計画となっております。また、法令等に基づく整理は御覧のとおりとなっております。

(2)の計画期間及び進行管理についてでございます。計画期間は令和3年度から令和7年度までの5か年です。毎年度、目標の達成状況などを整理いたしまして、青森県循環型社会形成推進委員会に報告をし、課題等について点検・検討をして参ります。

次に、(3)目指す循環型社会のイメージについては、現在の計画から引き続き同様の、今お示ししている4点となっておりますので、それをイメージとして掲載をしております。

次に、(4)重点取組項目につきましては、循環型社会の実現に向けまして、各主体における全般的な取組を総合的に推進するほか、近年の国内外の諸課題や本県の状況、具体的には昨年度実施した可燃ごみ組成分析調査において、プラスチックごみや食品ロス等の生ごみ、紙ごみの3種類のごみが全体の8割を占めていた状況を踏まえまして、今、お示ししている①として、プラスチック資源循環の推進、②といたしまして食品ロス削減対策の推進、③といたしまして行政・民間事業者等各主体の連携強化の3項目を重点取組として掲げて、

集中的に取り組を進めることとしてございます。

次に、3の主な目標値についてです。(1)一般廃棄物処理の目標といたしまして、まずは①1人1日当たりのごみ排出量の目標を、現在の計画から引き続き生活系と事業系、それぞれについて設定してございます。表を御覧いただければと思います。平成30年度の実績が現状の数値となっておりまして、1,002gとなっておりまして、生活系ごみは現在の計画の目標680gを達成してございますが、事業系ごみは未達成という状況となっておりまして、次期計画の目標でいきますと940gとしていますが、これは先ほどの重点取組項目のプラスチック対策であるとか、食品ロス対策、そして行政と民間事業者との連携、具体的には紙類の資源化の推進になりますが、これらの取組効果を勘案いたしまして目標値を設定してございます。現状と比較しますと、表の一番右側になりますが、生活系ごみは40g、事業系ごみは22gの削減を目指し取り組んでいくこととなります。

次に、②リサイクル率についてです。表にあるとおり、現行計画では目標値を25%としてきたところでございます。

次に、その下の設定の考え方を御覧ください。近年、スーパーの店頭等での行政が関与しない資源回収が定着してきたことから、これまでの行政回収分のリサイクル率を算出するだけでは県民等の取組の成果を評価する指標としては不十分なものとなっております。このため、新たに民間回収分も合わせた県全体の目標値を設定することといたしました。具体的には、次期計画における重点取組等によるごみ排出量の減少と資源化量の増加効果を勘案いたしまして、表にあるとおり行政回収分としましては17%、県全体、つまり行政回収分と民間回収分を合わせたリサイクル率の目標値を34%といたしました。

表の一番右側を御覧ください。行政回収分では現状より2.5ポイント、県全体では4.1ポイントの改善となっております。

次に、(2)産業廃棄物処理の目標についてです。現行計画と同様に、産業廃棄物に係る将来予測がほぼ横ばいとなっていることから、①の排出量については、将来予測値程度に抑制をいたしまして、②の再生利用量及び③の最終処分量については、将来予測値から若干改善することといたしまして、それぞれ目標値を設定している状況です。

次に、(3)関連目標といたしまして、①食品ロスの削減目標等、②災害廃棄物処理対策の推進目標等、③バイオマス資源の活用目標についても、それぞれ目標値を設定することとしております。

次に、4の第4次計画における主な県の取組については、目標値の達成等を目指しまして取り組んで参りますけれども、まずは(1)重点取組の推進といたしまして、先ほど来申し上げておりますプラスチック資源循環の推進では、県民の意識醸成や行動変容に向けた普及啓発、海洋プラスチック対策の推進等について取組を促進します。②食品ロス削減対策の推進では、国や市町村と連携しながら、食品の生産から製造、販売、消費に至る一連の過程において取組を推進します。③の行政・民間事業者等各主体の連携強化では、行政と資源回収に係る民間事業者との情報交換の場を設けまして、市町村や民間事業者などの取組

を支援するとともに、ごみの分別と資源化に向けた実践行動について県民に普及啓発をして参ります。

以下、(2)から(6)までの各項目について取組を進めて参ります。

次に、5といたしまして、策定までの主なスケジュールについて御説明をいたします。昨年度、一般廃棄物の組成分析調査を含めました廃棄物実態調査と廃棄物に関する意識調査を実施しております。そして、今年6月には、事業系食品ロス実態調査を実施いたしまして、7月からは庁内連絡会議を開催するなど、素案について検討を進めて参りました。10月と11月には有識者による委員会を開催いたしまして、計画に係る審議を行っております。そして、12月17日からはパブリックコメントを実施しているほか、市町村への意見照会を行っております。そして、本日の審議会にて策定に関して御報告をさせていただき、今後は2月の審議会におきまして諮問、御審議をいただいた上で答申をいただき、令和3年3月になりますが、3月には本計画を策定をしたいと考えてございます。

最後になりますが、今御説明いたしました循環計画の原案に対しまして、先ほどと同じように本日の御審議とは別に意見照会をさせていただいております。別紙様式、または任意の様式で結構でございますので、1月15日までにFAXまたはメールでいただければと存じます。

説明は以上でございます。

(藤議長)

ありがとうございました。これに対して皆様から御意見、コメント等ございましたら。田中委員、よろしくお願ひします。

(田中委員)

私ども青森商工会議所女性会の方で、一番生活に密着していて、取組例の中にここにあります県民への普及啓発の「もったいない・あおもり県民運動」というのがあるのですけれども。実は、食品ロスの削減対策の中に、活動の中にフードバンクというものをボランティアであるとかNPOでやっているらしいのですが、昨年、お隣の秋田の方から、イオン系のスーパーさんなんですけれども、とてもそれに取り組んでいるようなんです。それで、是非青森県の方でもフードバンクに向けていろいろ御協力というか、いろいろ情報を教えていただきたいということで、私どもの方でいろいろ御案内をしたり、探したのですが、窓口は県の方にあるようですが、実際にそれで動くところ、ここでいう民間事業者であるとかNPOとかボランティアというのが全然機能していないようなんですね。結局、何もこちらから情報提供をすることができなかつたんですけれども。

その後、何か具体的にやっていらっしゃるところとか、そういうところがあるのであれば伺いたいなと思って、FAXしようかなと思ったのですが、すいません、今、ここで質問をさせていただきました。お願ひします。

(事務局)

お答えします。県の場合、様々な施策に応じてフードバンクを活用しているという状況がございます。国で言いますと農林水産省がフードバンクでどういうものがあるかとか、基本的な情報を収集して発信しているという状況がございます。その後、具体的にじゃあどう取組があるかという、それぞれの施策において活動をしているということになりますので、今現在、県としましては社協さんがその辺で対応されているという認識を持っています。

(田中委員)

確かに社協さんを御紹介いただいたのですけれども、社協からは、ここじゃないかな？みたいところを情報いただいたのですが、やっぱり全然機能していないとか具体的にやっているところがないんですね。

なので、そういう取組の漏れているところとか、やはり他県でも一生懸命やっているところがちょっと薄いのかなと思ひまして。是非社協さんともっと連携をとって、具体的にやっているところとかやろうとしているところがありましたら、どんどん県の方でもアシストしていただければなと思ひました。

(事務局)

分かりました。ありがとうございます。

(藤議長)

他にいかがでしょうか。

これは先ほど私の方からお願いをしたのですが、もしこの策定をされるプロセスでよく議論されたこととか、今のフードロスを含めて、何かこの点で議論をしましたとか、そういう事例とかございましたら是非教えていただけたらと思ひますけれども、なければ構わないですが。

(事務局)

環境政策課の栞嶋と申します。私の方から説明いたします。

こちらの第4次計画の策定に当たっては、スケジュールの方にお示ししておりますとおり、2回ほど循環型社会形成推進委員会という会議を開催しております、その中では、今回、重点取組としましてプラスチックごみ対策、それから食品ロスの関係ということで設けておりますが、ここにつきましては実際に国の様々な動きであるとか現在の状況を踏まえた取組であり、必要であると、重要なことなのでこれはいいのではないかという御意見をいただいております。

それから、やはり様々な主体が関わり合って、それぞれが取り組んでもらわないとダメだということで、この計画の取組自体をきちんと県民等に分かりやすく伝えることが重要な

のではないかというような御意見を頂戴しておりました。

これにつきましては、今回の計画を策定しましたら、それぞれの取組、個々の取組の時にもお知らせはするんですけれども、計画につきましても分かりやすい概要版を作成して対応していきたいということで事務局の方では説明しております。

以上です。

(藤議長)

ありがとうございます。

皆さん、他にいかがでしょうか。玉熊委員、よろしくお願いします。

(玉熊委員)

私、今期から委員をやらせていただいているのですが、資料を拝見させていただきまして素朴な疑問として出てきたものがあつたので質問させていただきます。

拝見してまして、温室効果ガスの排出量を減らすという問題を解決するにあたっては、エネルギーの問題が出てくると思うんですけれども、こちらに関してはあまり触れていないのかなという印象を何となく受けております。

バイオマスの活用目標というページはあるんですけれども、具体的な一般家庭のエネルギーの暖房とかの使い方の変更というんですか、そういうものもあってもいいのかなという印象があるんですけれども。こちらにつきましては環境白書に載せることはできるのかなというのが聞きたいことなんですけれども。いかがでしょうか。

(藤議長)

おそらく、今、玉熊委員がおっしゃったことは循環型社会形成推進計画と脱炭素の考え方があまり明確に位置付けられていないのではないかと。それを先ほど報告いただいた環境白書の方に少し触れていった方がいいのではないかと、そういう御意見と理解しましたけれど。

(玉熊委員)

はい、そうです。

(藤議長)

いかがでしょうか。

(事務局)

計画の中のエネルギー利用の部分、こちらの循環型社会推進計画というのは循環利用を進めましょうという趣旨での計画となっておりますので、この中では地域の資源を十分に

活用して、その地域で備えている資源を十分に使いまわそうという趣旨で掲載しております。

温暖化というところに直接着目した計画になっていない関係上、現在のような書き方になっているということです。ちょっと説明になっているかどうか。よろしいでしょうか。

(玉熊委員)

お願いですけれども、こちらの循環型社会形成推進計画と、これの目標を達成させるためには資料3の方で説明をしていただいたものとリンクさせていった方がいいのかなと思いましたが、是非連携して考えていただけたらと思います。よろしくをお願いします。

(藤議長)

ありがとうございます。これはおそらく悩ましいところだと思うんですけれども、今まで循環型社会形成推進計画、基本的にはリサイクル、物質循環を良くするというので、それを温室効果ガス排出量と結びつけた理論構築というか事例というのは、それほど今までなかったんですね。

しかしながら、例えば、確か昨日の夜から今朝にかけての報道で出ていますけれども、温室効果ガス排出量実質0に向けた地域脱炭素ロードマップを作り始めるというのが国の方針で示されて、昨日、今日の話だと思えますけれども示されたわけなんです。

そう考えると、今までの循環型社会推進計画、国の方もあまり関連づけてはいないと思うんですけれども、そこはやっぱり今まで考えたことはないのですけれども、関連づけた位置づけというか議論を構築していくというか、示し方というか、それもやはり社会の成り立ちとしては関係しているわけですので。ただ、私たちの頭の中で組み立て方がそうになっていなかっただけですので、それを考えていく必要は多分あるのではないかなと。おっしゃるとおりだと思います。

それと同時に、おそらく他の自治体さんとか、他の国とかでも、おそらくそういうことはされなければいけないと思えますので、非常に大切な論点だと思います。これは非常に雲をつかむような話だとは思いますが、何か情報収集をして前向きに検討していただけたらなと私も思っております。いかがでしょうか。

(事務局)

ありがとうございます。脱炭素の話で、0ということですが、やはり最近、国も力を入れて主要施策、主要な政策ということで、今の総理大臣の看板政策とも言われている中身でございます。

やっと今、具体的な国の動きが見えてきたというところですが、来年度、国の方の法律の改正、それから計画の改定等もあります。それに合わせて県としてもどうするかというのを、まさに情報収集しながら検討をしている最中だという状態です。

今、御指摘がありました循環型社会ということと脱炭素社会ということをどう絡めて考えていくのかというのは、環境計画という観点、環境全体という広いフィールドの中では一緒に考えていくべきものだと思いますけれども、循環型ということに特化したものの計画という今回のものに関して、どう取り入れていけるのかというのは、まだまだ少し情報収集をしながらやっていきたいと思いますので、取り入れられる考え方は入れたいと思いますが、そこは検討をしていきたいと思います。

御意見、ありがとうございます。

(藤議長)

ありがとうございます。

他はいかがでしょうか。関下委員、お願いします。

(関下委員)

ごみの処理方法に関しては、基本82.6%、資料4-3の6ページを拝見すると、直接焼却処理になっているわけなんですけれども。

以前に、プラスチックごみが減ることによって焼却のカロリーが減っちゃうので、釜の温度を上げるのがなかなか大変だと、逆に油の消費が進むという話を聞いたことがあるんですけども。焼却ごみの中に占めるプラスチックごみと、使用する油の量との収支というのか、カーボンオフセットの考え方でいった時に、そういう分岐点があると思いますので、そういうものについても既に青森県で試算されているものなのか、まだまだそこはこれからの研究課題なのかというのを、分かっていることがあれば教えていただければなと思います。

(藤議長)

いかがでしょうか。

(事務局)

現状では、県としてそういったデータの取りまとめというものはないのですけれども。

ちょっと離れますけれども、関連する情報としましては、各市町村におきましてはごみ処理の会計基準というか、通常のごみ処理だけを抜き出した収支がどうなっているかという様式を示しまして、収支の見通しを作るようにこちらの方では指導をしております、そういった中で、今おっしゃったようなことも要素を取り入れていければいいのかなというふうに、今、感じたところです。

(関下委員)

私が気にしているのは、良かれと思ってやったことが、実は何年か後には考え方が間違っ

ていたよと、実態は違ったよということもあると思います。かつては各家庭でごみを燃やしましょうと言って、焼却炉を一生懸命勧めて、でもダイオキシンの話でぼやりましたし。コンポストも生ごみの処理ということでやりましたが、実際にはなかなかうまくいかないということで。

ある程度分かるころがあれば、何でもメリットだけということはありませんので、デメリットも含めて必ず御検討をしていただければと思います。

(藤議長)

はい。三津谷委員、お願いいたします。

(三津谷委員)

今のお話、焼却炉の中にプラスチックの占める割合が少ないと温度が上がらないというのは、ちょっと何か変な感じを受けたんですね。結局、燃やすことによって当然ごみは焼却できるんですけども、そのためにプラが減ることによって、例えば灯油を使う、エネルギーを使うことではないでしょうか。プラスチックを燃やせば当然 CO2 とかが発生するんですね。この辺の兼ね合いというのは、今、聞いていて何か不思議な感じを受けたんですけども。以上です。

(藤議長)

もし、事務局の方でコメントとかあれば。

(事務局)

循環型社会の形成にあたっては、考え方としまして資源が有限であるということですので、プラスチックも石油が原料ではありますが燃やしてしまうとそれこそ温暖化の原因にもなりますし、資源自体が無くなってしまいます。ですので、できるだけ素材として利用できるものは利用しましょうというのがまず基本にはなるかと思しますので、その燃料の面で問題があるとすれば別のアプローチというのをも併せて考えながら、何がベストかというところを考えていく必要があると思います。

(三津谷委員)

循環型社会というのは、将来的には結局ものを作って、消費して、消費した後にごみが出ないというのか、最終的にはゼロエミッションに結び付くのかなと、この言葉を捉えているのですけれども。

今お話があったように、プラというのは結局再利用することによってまた使えるものですから、それが燃料が足りないのでプラごみを焼却しましょうというのは、ちょっとおかしいかなと。私はそう思います。

(事務局)

基本的にはおっしゃるとおりかなと。

(藤議長)

よろしいでしょうか。ありがとうございます。

千葉委員、よろしくをお願いします。

(千葉委員)

資料4-3の中に、環境意識の高い人財の育成というのがあります。今、ごみのことが話題になりましたけれども、実際にごみを最終的には資源として使っていかないといけないのかなと私は思っています。循環型という意味であれば、それをできるだけ資源として利用するという観点です。

であれば、このごみというのをどういうふうにしてまた活用していくかということ、当然のことながら学校の立場から言えば、生徒たちにどういうふうにして啓発活動をしていくのか。このところでは、39ページのところに環境教育、学習機会を提供するとあるのですが、具体的にどこからどのように始めるかというのを、もし考えていらっしゃればそれを教えていただきたいなと思います。

(藤議長)

いかがでしょうか。環境教育の進め方ということではよろしいでしょうか。

(千葉委員)

実際に、例えばごみを捨てるにしても、小学校あたりでは分別とかいろいろやってはいるんです。それが中学校、高校というふうになると、なかなかそれが定着していない。また自治体によってその捨て方も違うために、いわゆる処理の仕方が学校によって違うというふうなバラバラな状況では、やっぱり人財育成にならないと思います。

ある学校では、ちゃんとプラスチックと燃えるごみ・燃えないごみに分けていたり、ある学校ではプラスチックは学校では処理をしないから持ち帰りなさいという指導などをしていきます。そうすると、持ち帰ったものがどう扱われているのかというのは、はっきり言って分からないということになるので。ある程度、統一のものができるのであれば、こういうふうな方針で、ということをして啓発活動するのであれば、そういう方針があるのであれば教えていただきたいなと思って、そういうことを考えているのかなと。

(事務局)

まず現状から申し上げますと、小学生向けにつきましては学校でも3年生、4年生ぐらいでごみの処理の勉強をするということで、小学生向けの冊子を県の方で作成して、各自治体、

処理施設に配布をして勉強していただいています。その他に、3Rチャレンジブックということで、夏休みの課題で利用できるような冊子を作っておりまして、それも小学生向けということにはなっております。

ですので、今おっしゃられたような中学生、高校生、大学生とか、そういった部分に関してはまとめて提供する資料というのは循環型社会推進グループでは作成をしておりません。一般向けでも利用できるような何かしらの教材とか、あとは様々な資源循環を学ぶための材料自体はインターネットで分かりやすいマンガであるとか動画であるとかたくさんありますので、そういったものを、ここにこういうものがありますよと、少し分かりやすく伝えるような仕組みというのも検討の余地があるのかなと、今、考えたところであります。

(藤議長)

ありがとうございます。よろしいでしょうか。

梅田委員、お願いします。

(梅田委員)

脱炭素に比べるとリサイクルの問題というのはローカルな問題だと思うんですけども。1次、2次、3次と計画でフォローアップされていると思うのですが、地域ごとに第3次でどのくらい改善されたかとか、地域ごとの改善の状況というのはどこかに載っているのでしょうか。何か平成30年のデータはあるのですけれども、前回に比べてどのくらい、どの地域は改善したとか、そういう効果というものはあるのでしょうか。どういう状況なのか教えていただければと思います。

(事務局)

お答えします。市町村ごとの改善度につきましては、毎年度、アンケートの調査でまとめたものを報告しているのですが、それを公表しておりますけれども、地域ごとというものはまとめたものは作成をしていない状況です。

(梅田委員)

市町村でもいいのですが。この計画を進めてきて、改善した地域と改善してないところというのは。

(事務局)

冊子の93ページに表の資料を、下の方に25年度と30年度の比較になりますけれども、こちらは1人当たりということではないのですけれども、発生量としての数字としてはこちらに示したとおりとなっております。

(梅田委員)

分かりました。いずれにしても全体を出してもらってもちょっとよく分からないので、1人当たりとかで示すのが分かりやすいかなと思いますので、御検討をお願いします。

(藤議長)

おそらく、今の御提案を私なりに勝手に解釈をすると、今回の第4次計画に向けて、第1次から第3次を経て、何が達成されて何が達成されていないか、残された課題は何なのかと。いわゆる論理的な、おそらく総括みたいなものがこの計画の原案の前半に示されていないということだと思うんですね。

ですので、おそらく、この第1章の策定の趣旨、これは1に関してはまた今後、御検討をいただけたらいいのですけれども。おそらく第1章か第3章のどこかか、あと第4章の第1節あたり。そういうところに今回の第4次青森県循環型社会形成推進計画のパンチラインを少し入れておくと、おそらく読む方々にとっても分かりやすくなるのではないかなと、そういう根拠が見えてくるということですね。

新しいことも、食品ロスも含めてされているかと思うので、それは私は非常にいいことだと思うのですが。そこをもう少し明確に示しておく、読む方々、いわゆるステイクホルダーの方々も、「ああ、そういうことなんだ」と御理解をいただけたらと思います。これもまた、今もパブリック・コメントをされていると思いますので、参考にさせていただければなと思いますけれども。

梅田委員、こんな感じでよろしいでしょうか。

他にいかがでしょうか。関下委員、よろしくお願いします。

(関下委員)

話が戻りますけれども、「環境教育を担う人材の育成に努めます」という部分、先ほど、そういうプログラムを作って配付するのも1つの手かなという話がありましたが。

いわゆる、現場では、算数の授業の中で、 $1 + 1 =$ 、例えばりんご1個、またりんご1個で2個になるというのに、汚いペットボトルを2つ並べて足し算で、汚いペットボトル2個で、いらぬよねという算数をするんです。教育の現場の中の細かい部分に、この考え方であるとかプログラムを組み替えていただけるように、教育委員会なりそういう教職員の方をお願いをしないと、これは前に進まないのではないかなと思うんですね。

わざわざそのために環境教育、ごみを減らすための勉強会を開くというのではなくて、教育の中のプログラムの中に浸透させていくという取組を意識的に教育委員会の方と相談をしながら進めていただかないと、ちょっと難しいのかなと思っていました。

あるいは、ドイツなどではこのごみの焼却の問題では、あえて街中に焼却場を造って、嫌なら減らせと。実際に焼却場を使っていない街もありますよね。それぐらいの強いインパクトのある方向、技術的なものは結構いろんなもので出て来ていると思うんですよ。

ね。ですから、後はどういうふう心理学とかいろんなものを利用して、市民に対してこちらから訴えかけていくか。心理学を含めてアプローチの仕方を少し意識していった方がいいのではないかと思います。

現状は、まだ書き連ねている段階にしか見えないのですが。もう次に進むためにどうそれを浸透させるかというふう知恵を絞ってもいいのではないかなと思います。

(藤議長)

これは、おそらく参考にしていただければというようなことだと思います。

時間の方も限られておまして、いろいろ御意見のある方もいらっしゃると思うんですけれども。御面倒ですが、こちらの様式の方に今回のコメント等を踏まえて書いていただいて、1月15日までにFAXなりメールなりで送っていただくというかたちでここを整理させていただいてよろしいでしょうか。もし、これはという方がいたらあれですけれども。

そうしましたら、報告案件、全て終わりました。もし最後の方に事務局の方から連絡事項とかありましたらお願いいたします。

(事務局)

事務局から次回の審議会の開催日程について御連絡をいたします。

次回の審議회를御案内いたしておりますけれども、来年、令和3年2月16日、火曜日、午後1時30分から、会場が変わりましてウエディングプラザアラスカ、地下1階、サファリアで開催することとしておりますので、よろしくお願い申し上げます。

(藤議長)

ありがとうございます。

以上をもちまして本日の議事案件については全て終了とさせていただきます。活発な御意見、コメント、あと議事進行に御協力いただきまして大変ありがとうございました。

マイクを事務局にお返しいたします。

(司会)

藤会長、委員の皆様、ありがとうございました。

それでは閉会にあたりまして、佐々木環境生活部長から御挨拶申し上げます。

(佐々木部長)

藤会長はじめ委員の皆様方、長時間にわたる熱心な御審議、本当にありがとうございました。本日、青森県気候変動適応取組方針、そして、第4次青森県循環型社会形成推進計画につきまして、様々な視点から貴重な御意見をいただくことができました。藤会長の方からもお話がありましたとおり、本日、資料の中に入れておりますペーパーで、他に御意見がございましたら1月15日までに事務局の方に頂戴できますと大変ありがたいなと思っております。

ます。

皆様から頂戴いたしました意見のほかに、現在、実施しておりますパブリック・コメントの意見、こういったものを踏まえまして、必要な修正を加えた上で計画の案として取りまとめいたします。そして次回の審議会で諮問させていただきたいと考えております。

今後とも、委員の皆様からの御指導・御鞭撻を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

本日は、誠にありがとうございました。

(司会)

以上をもちまして第35回青森県環境審議会を閉会いたします。

皆様、どうもありがとうございました。